

## 熊本地方卸売市場における「売買取引及び決済の方法」について

熊本地方卸売市場（以下「市場」という。）に関する売買取引及び決済の方法は下記のとおりです。（※業務規程は、令和2年6月21日施行のもの。）

### 1. 売買取引の方法（業務規程第38条）

市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引の方法により行う。

### 2. 決済の方法（業務規程第44条～第49条）

#### （1）仕切及び送金（業務規程第44条）

卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して委託者の支払条件に応じて、現金又は口座振込の方法により売買仕切金を支払わなければならない。

#### （2）委託手数料の額（業務規程第45条）

1 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。

当該委託手数料の額の変更をしようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 開設者は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

#### （3）出荷奨励金の交付（業務規程第46条）

1 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の出荷奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

一 当該出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全な運営を害するおそれがあるとき

二 当該出荷奨励金の交付が卸売業者の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき

#### （4）買受代金の支払義務（業務規程第47条）

1 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買受けた物品の引受後翌日までに買受代金（買受けた額にその消費税に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間に特約がある場合はこの限りでない。

2 前項の特約は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

一 当該特約が、その他の仲卸業者及び売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき

二 当該特約により、卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営が阻害される恐れがあるとき

#### （5）完納奨励金の交付（業務規程第48条）

1 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため当該卸売金額に、交付率100分の1以内において、仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。ただし、委託手数料の額が変更になったときは、その変更に応じて増減する。

2 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

一 当該完納奨励金の交付が、仲卸業者及び売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなり又は卸売業者の財務の健全性をそこない、卸売業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき

二 当該完納奨励金の交付が卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずる恐れがあるとき

#### （6）決済の方法（業務規程第49条）

市場における売買取引の決済は、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

令和2年3月23日

株式会社熊本地方卸売市場

代表取締役 野田 正広